

令和2年可児市訓令甲第38号

可児市太陽光発電設備の設置等に関する要綱

(目的)

第1条 この訓令は、可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（令和2年可児市条例第40号。以下「条例」という。）及び可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例施行規則（令和2年可児市規則第32号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(意見提出の期間)

第3条 規則第5条第1項第5号に規定する意見書の提出期限は、規則第5条第1項に規定する縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間以内とする。

(申請前協議)

第4条 申請前協議は、太陽光発電事業申請前協議申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 前項に規定する申請書には、別表第1に掲げる図書を添付するものとする。

3 条例第9条第2項に規定する書類は、太陽光発電事業申請前協議確認書（別記様式第2号）とする。

(周辺関係者への周知)

第5条 条例第10条第3項の規定による報告は、太陽光発電事業周辺関係者周知結果報告書（別記様式第3号）により行うものとする。

(環境影響調査)

第6条 市長は、事業者が環境影響調査を行うときは、あらかじめ、太陽光発電事業環境影響調査計画書（別記様式第4号）の提出を求めるものとする。

2 条例第11条第2項の規定による報告は、太陽光発電事業環境影響調査報告書（別記様式第5号）により行うものとする。

(設備設置協議)

第7条 設備設置協議は、太陽光発電事業設備設置協議申請書（別記様式第6号）により行うものとする。ただし、事業区域に抑制区域を含む場合は、事業区域に抑制区域を含む場合の理由書（別記様式第7号）を併せて提出するものとする。

2 前項に規定する申請書には、別表第2に掲げる図書を添付するものとする。

3 市長は、設備設置協議に関し事業者へ指示すべき事項があるときは、太陽光発電事業設備設置協議の指示通知書（別記様式第8号）により、事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の指示通知書を受けた事業者に対し、太陽光発電事業設備設置協議の指示に対する回答書（別記様式第9号）の提出を求めるものとする。

(着工)

第8条 条例第14条第2項の規定による届出は、太陽光発電事業工事着工届（別記様式第

10号) により行うものとする。

(事業計画の変更)

第9条 変更協議は、太陽光発電事業変更協議申請書(別記様式第11号)により行うものとする。

(軽微な変更)

第10条 事業者は、軽微な変更を行うときは、太陽光発電事業軽微変更届(別記様式第12号)により行うものとする。

(中止及び再開)

第11条 条例第16条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による協議は、太陽光発電事業中止届兼中止協議申請書(別記様式第13号)により行うものとする。

2 条例第16条第3項の規定による届出は、太陽光発電事業再開届(別記様式第14号)により行うものとする。

(工事の完了等)

第12条 条例第17条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業工事完了届(別記様式第15号)により行うものとする。

2 条例第17条第2項の規定による指示は、太陽光発電事業完了確認後の指摘通知書(別記様式第16号)により行うものとする。

3 市長は、事業者が条例第17条第2項に規定する必要な措置を講じたときは、太陽光発電事業完了確認後の指摘に対する完了届(別記様式第17号)の提出を求めるものとする。

(承継)

第13条 条例第18条の規定による報告は、太陽光発電事業承継届(別記様式第18号)により行うものとする。

(事業の終了等)

第14条 条例第20条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業終了届(別記様式第19号)により行うものとする。

2 条例第20条第3項の規定による届出は、太陽光発電事業設備撤去完了届(別記様式第20号)により行うものとする。

3 市長は、事業者から太陽光発電事業設備撤去完了届を受理したときは、速やかに、完了確認を行うものとする。

4 市長は、前項の完了確認において、第1項の終了届に適合していないと認めるときは、事業者に必要な措置を講じるよう、太陽光発電事業設備撤去完了確認後の指摘通知書(別記様式第21号)により、期限を定めて指示するものとする。

5 市長は、事業者が前項の指摘通知書を受けたときは、太陽光発電事業設備撤去完了確認後の指摘に対する完了届(別記様式第22号)の提出をを求めるものとする。

(資料の提出等)

第15条 市長は、条例第21条の規定による報告又は提出を求めるときは、太陽光発電事業状況報告依頼書(別記様式第23号)により、事業者へ通知するものとする。

2 市長は、事業者が前項の通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に太陽光発電事業状況報告書(別記様式第24号)及び必要な書類の提出を求

めるものとする。

(立入調査等)

第16条 市長は、条例第22条第1項の規定による立入、調査、又は質問（以下これらを「立入等」という。）を行うときは、太陽光発電事業立入調査依頼書（別記様式第25号）により、事業者へ通知するものとする。

2 市長は、立入等を行った場合は、その結果について、太陽光発電事業調査結果通知書（別記様式第26号）により、事業者へ通知するものとする。

3 条例第22条第2項に規定する証明書は、太陽光発電事業立入調査身分証明書（別記様式第27号）とする。

(指導、助言及び勧告)

第17条 条例第23条の規定による指導、助言又は勧告は、太陽光発電事業に関する指導・助言・勧告書（別記様式第28号）により事業者へ通知するものとする。

2 市長は、事業者が前項の指導、助言又は勧告に対し必要な措置を講じたときは、太陽光発電事業是正措置報告書（別記様式第29号）の提出を求めるものとする。

(公表)

第18条 条例第24条第2項に規定する公表の理由を事業者に対して通知するときは、太陽光発電事業氏名等公表理由書（別記様式第30号）により事業者へ通知するものとする。

2 前条の規定による通知をするときは、公表する日を併せて通知するものとする。

3 条例第24条第2項に規定する意見は、公表する日の5日前までに、太陽光発電事業に関する公表に対する意見書（別記様式第31号）を市長へ提出するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年12月22日から施行する。

令和2年12月22日公表

別表第1（第4条関係）

申請前協議添付図書	縮尺
位置図	縮尺1万分の1以上
設置場所の平面図	縮尺2500分の1以上
パネル配置図	縮尺2500分の1以上
架台の概要図	縮尺適宜

別表第2（第7条関係）

太陽光発電設備設置協議申請書添付図書	
(1) 太陽光発電事業周辺関係者周知結果報告書 (2) 事業区域に抑制区域を含む場合の理由書 (3) 暴力団、暴力団員及び関係者でないことを証する書面（様式第32号） (4) 土地登記事項証明書（写し可） (5) 地籍図（公図）の写し (6) 現況写真 (7) その他市長が認める書類	縮尺1千分の1以上
以下事業面積1,000㎡以上の場合 (8) 求積図 (9) 現況図 (10) 土地利用計画平面図 (11) 造成計画平面図及び断面図 (12) 排水計画平面図及び断面図 (13) 排水施設構造図 (14) 流末水路構造図 (15) 崖断面図 (16) 擁壁構造図、構造計算書 (17) 再生可能エネルギー発電設備の構造図及び配線図 (18) 発電設備の構造図、構造計算書	縮尺2500分の1以上 縮尺2500分の1以上 縮尺2500分の1以上 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜
以下事業面積3,000㎡以上の場合 (19) 調整池・沈砂池検討書 以下事業面積1ha以上の場合 (20) 太陽光発電事業環境影響調査報告書（様式第5号）	